

しがけんしゅわ しょうがい とくせい おうじたげんご
滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語
そのた しゅだん い しそつとう そくしん かんするじょうれいあん
その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例案
ようこう
要綱

だい 1 せいいてい りゆう
第1 制定の理由

わたしたち へいせい31ねん し が けんしょうがいしゃさべつ きょうせい
私たちは、平成31年に滋賀県障害者差別のない共生
しゃかいづくりじょうれい へいせい31ねんし が けんじょうれいだい 8ごう せいいてい けんみん
社会づくり条例(平成31年滋賀県条例第8号)を制定し、県民
きょうかん れんたい きょうどう きょうせいしゃかい じつげん
の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを
けついでい
決意しました。

たしや きょうかん さまざま ひとびと れんたい きょうどう しょうがい
他者への共感や様々な人々との連帯および協働は、障害の
うむ じぶん かんがえ いけん つたえあい そうご
有無にかかわらず、自分の考えや意見を伝え合い、そして相互に
しんらい ふかめ かんじょう りかい なか うみだされて
信頼を深め、感情を理解していく中で、生み出されてくるもの
いみ しょうがいしゃみずから じょうほう じゅうぶん しゅとく
です。その意味において、障害者自らが、情報を十分に取得し、
しゅとく じょうほう いし けつてい いけん ひょうめい おこなう
取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行うこと、
たしや いしそつ ふべん はかる かんきょう
また、他者との意思疎通を不便なく図ることができる環境を
ととのえる しょうがいしゃ しゃかい いちいん ぶんや
整えることは、障害者が社会の一員として、あらゆる分野の
かつどう さんか うながす わたしたちけんみん めざす
活動に参加することを促すだけでなく、私たち県民が目指す
きょうせいしゃかい ゆたか ひつようふかけつ
共生社会をより豊かなものにしていくためにも必要不可欠で
す。

わがくに きょういく ば どくしん はっせい もちいたこうわほう
我が国では、教育の場において読唇と発声を用いた口話法に
きょういく すすめたさい しゃげんご しゅわ しょう せいやく
よる教育を進めた際に、ろう者の言語である手話の使用が制約
かこ きょう しゃかい
されたという過去があり、また、今日においても、社会におけ
りかい はいりよ ふじゅうぶんさ じょうほう しゅとく りょう いし
る理解や配慮の不十分さのために、情報の取得や利用、意思

そつう ばめん しょうがいしゃ こんなん かんじる いぜん
疎通の場面で、障害者が困難を感じる事が依然としてあります。

こうしたことから、手話をはじめとする障害の特性に応じた
げんご その た しゅだん い しそつう しょうほう しゅとく
言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および
りょう い か しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう そくしん
利用（以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。）の促進
きほんりねん さだめ けん せきむとう あきらか
について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、
しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう そくしん かんするせさく きほん
障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本と
じこうとう さだめる しょうがい とくせい おうじたい しそつう
なる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通
とう そくしん すべて けんみん しょうがい うむ
等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって
わけへだてられる そうご じんかく こせい そんちよう あ
分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いなが
きょうせい しゃかい じつげん きよ もくてき しがけん
ら共生する社会の実現に寄与することを目的とする滋賀県
しゅわ しょうがい とくせい おうじたげんご その た しゅだん
手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段に
い しそつうとう そくしん かんするじょうれい せいてい
よる意思疎通等の促進に関する条例を制定しようとするもの
です。

だい 2 がいよう 第2 概要

- 1 この条例は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり
じょうれい だいい 24 じょう きてい しゅし しょうがい とくせい おうじた
条例第24条の規定の趣旨にのっとり、障害の特性に応じた
い しそつうとう そくしん きほんりねん さだめ けん せきむとう
意思疎通等の促進について基本理念を定め、県の責務等を
あきらか しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう
明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の
そくしん かんするせさく きほん じこうとう さだめる
促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、
しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう そくしん すべて
障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての
けんみん しょうがい うむ わけへだてられる そうご
県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互

じんかく こせい そんちようし あい な が ら きようせい しゃかい じつげん
に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に
きよ もくてき だい1じようかんけい
寄与することを目的とすることとします。(第1条関係)

じようれい おも ようご ていぎ かんするきてい もうける
2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることと
します。(第2条関係)

きほんりねん だい3じようかんけい
3 基本理念(第3条関係)

しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう そくしん しょうがいしゃ みずから
(1) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者が自ら
いし おこなうしょうがい とくせい おうじたげんご そのた しゅだん
の意思によって行う障害の特性に応じた言語その他の手段
いし ひょうじ じゅうよう にんしき もと
による意思の表示が重要であるとの認識の下に、
おこなわれなければ
行われなければならないこととします。

しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう そくしん しゅわ どくじ
(2) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、手話は独自の
たいけい ゆうす げんご しゃ こころゆたか にちじようせいかつ
体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活お
しゃかいせいかつ いとなむ たいせつ うけついで ぶんかてき
よび社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的
しょさん りかい ふかまる
所産であることについての理解が深まるよう、
おこなわれなければ
行われなければならないこととします。

しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう そくしん しょうがいしゃ
(3) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者でない
もの えんかつ いしそつう じょうほう じゅうぶん しゅとく
者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得およ
りよう しする にんしき もと
び利用にも資するものであるとの認識の下に、
おこなわれなければ
行われなければならないこととします。

けん せきむ だい4じようかんけい
4 県の責務(第4条関係)

けん きほんりねん いか きほんりねん
(1) 県は、3の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっ
しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう そくしん かんするせさく
とり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策
そうごうてき さくてい じっし
を総合的に策定し、および実施するものとします。

(2) 県は、障 害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する
施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等
(県民、障 害者関係団体その他の関係者および事業者をい
う。以下同じ。)と連携し、および協 力するものとします。

5 県民等の責務

県民等は、基本理念にのっとり、障 害の特性に応じた意思
疎通等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障 害の
特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策に協 力しなけ
ればならないこととします。(第5条関係)

6 啓発および学ぶ機会の確保

県は、県民等が障 害の特性に応じた意思疎通等に関する
理解を深めることができるよう、障 害の特性に応じた言語
その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保を
行うものとします。(第6条関係)

7 環境の整備

県は、県民等が障 害の特性に応じた意思疎通等を円滑に
行うことができるよう、障 害の特性に応じた意思疎通等を
支援する者を派遣する体制の整備、障 害の特性に応じた意思
疎通等に関する相談に応ずる拠点の設置その他の必要な環 境
の整備を行うものとします。(第7条関係)

8 人材の確保等

けん しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう しえん もの かくほ
県は、障 害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、
ようせい ししつ こうじょう ひつよう しさく こう
養成および資質の向 上のために必要な施策を講ずるものとし
ます。(第8条関係)

9 情報発信等(第9条関係)

けん しょうがいしゃ えんかつ けんせい かんするじょうほう しゅとく
(1) 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得すること
ができるよう、障 害の特性に応じた言語その他の手段を
りよう じょうほう はっしん つとめる
利用して情報を発信するよう努めるものとします。

けん しょうがいしゃ さいがいそのたひじょう じたい しょうがい
(2) 県は、障害者が災害その他非常の事態において、障 害の
とくせい おうじたいげんごそのた しゅだん りよう ひつよう じょうほう
特性に応じた言語その他の手段を利用して必要な情報を
しゅとく ひつよう そち こう つとめる
取得することができるよう、必要な措置を講ずるよう努める
ものとします。

10 情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組

けん しょうがいしゃ しょうがいしゃかんけいだんたいそのた かんけいしゃ
県は、障害者および障害者関係団体その他の関係者が
しょうがい とくせい おう いしそつうとう えんかつ おこなう しする
障 害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する
じょうほうつうしんき きそのた きき じょうほうつうしんぎじゅつ かつよう
情報通信機器その他の機器および情報通信技術を活用した
えきむ りようほうほう しゅうとく こうしゅうかい じっし
役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、
そうだん たいおうそのた ひつよう とりくみ おこなう
相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの
とりくみ おこなうけんいがい もの たいしてきき かしだし こうし はけんそのた
取組を行う県以外の者に対して機器の貸出、講師の派遣その他
ひつよう しえん おこなう だい10じょうかんけい
の必要な支援を行うものとします。(第10条関係)

11 県民等の取組に対する支援

けん けんみんとう おこなうしょうがい とくせい おうじたいげんごそのた しゅだん
県は、県民等が行う障 害の特性に応じた言語その他の手段
かんするけいはつ まなぶきかい かくほそのた しょうがい とくせい
に関する啓発、これらを学ぶ機会の確保その他の障 害の特性
おうじたい しそつうとう そくしん かんするとりくみ たいして じょうほう
に応じた意思疎通等の促進に関する取組に対して、情報の

ていきょう じよげんそ の た ひつよう し えん おこなう だい11じょう
提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。(第 11 条
かんけい
関係)

12 調査研究の推進等

けん しょうがい とくせい おうじたい し そつうとう そくしん ひつよう
県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要
ちようさ けんきゅう すいしん せいか ふきゅう つとめる
な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものと
だい12じょうかんけい
します。(第 12 条関係)

13 実施状況の報告等

ち じ しょうがい とくせい おうじたい し そつうとう そくしん かんする
知事は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する
せさく そうごうてき けいかくてき すいしん まいねんど とうがいし さく
施策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、当該施策の
じっしじょうきょう し が けんしょうがいしやせ さくすいしんきょうぎ かい ほうこく
実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その
いけん きく だい13じょうかんけい
意見を聴くものとします。(第 13 条関係)

14 障害者等による啓発等 (第 14 条関係)

しょうがいしや しょうがいしやかんけいだんたいそ の た かんけいしや けんみん
(1) 障害者および障害者関係団体その他の関係者は、県民
とう しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう かんするりかい ふかめる
等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深める
ことができるよう、それぞれの立場において、障害の特性に
おうじたげんごそのた しゅだん かんするけいはつ つとめなければ
応じた言語その他の手段に関する啓発に努めなければなら
ないこととします。

しょうがいしやかんけいだんたいそ の た かんけいしや たちば
(2) 障害者関係団体その他の関係者は、それぞれの立場にお
いて、県民等が障害の特性に応じた言語その他の手段を
りよう しょうがい とくせい おうじたげんごそのた
利用することができるよう障害の特性に応じた言語その他
しゅだん まなぶきかい かくほ つとめる けんみんとう しょうがい
の手段を学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障
とくせい おうじたい しそつうなど えんかつ おこなう
害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう
かんきょう せいび つとめなければ
環境の整備に努めなければならないこととします。

15 事業者による環境の整備

事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第4号に規定する合理的配慮をいう。）を的確に行うため、従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければならないこととします。（第15条関係）

- (1) 障害者に対し商品を販売するとき。
- (2) 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき。
- (3) 障害者を雇用するとき。

16 学校等の設置者による啓発等（第16条関係）

(1) 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および乳幼児（以下16において「学生等」という。）に対し、当該学校等の学生等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発および

まなぶきかい かくほ つと
これらを学ぶ機会の確保に努めなければならないこととします。

がっこうとう せっちしゃ とうがいがっこうとう がくせいとう ほごしゃ
(2) 学校等の設置者は、当該学校等の学生等およびその保護者
とうがいがっこうとう しょうがい とくせい おうじたげんご そのた
からの当該学校等における障害の特性に応じた言語その他
しゅだん りょう かんするそうだん おう ひつよう
の手段の利用に関する相談に応ずることができるよう、必要
そうだんたいせい せいび つとめなけれ
な相談体制の整備に努めなければならないこととします。

がっこうとう せっちしゃ とうがいがっこうとう しょくいん しょうがい とくせい
(3) 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に
おうじたげんご そのた しゅだん かんするちしき ぎのう こうじょう
応じた言語その他の手段に関する知識および技能の向上の
けんしゅう じっし そのた ひつよう そち こう つと
ため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めな
なければならないこととします。

17 財政上の措置

ざいせいじょう そち
けん しょうがい とくせい おうじたい しそつうとう そくしん かんするせさく
県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策
すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう つとめる
を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるも
だい17じょうかんけい
のとします。(第17条関係)

18 その他

じょうれい こうふ ひ しこう
(1) この条例は、公布の日から施行することとします。

ちじ じょうれい しこうご3ねん めど じょうれい
(2) 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例
しこうじょうきょう しゅわ かんするほうせい せいび どうこうとう
の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を
かんあん じょうれい きてい けんとう くわえ けっか
勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に
もとづいてひつよう そち こう
基づいて必要な措置を講ずるものとします。

けんとう あたつて しがけんしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい
(3) (2)の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の
いけん きく
意見を聴くものとします。

かんけいじょうれい ひつよう かいせい おこなう
(4) 関係条例について必要な改正を行うこととします。